

福岡県訪問介護等複数名訪問費用（介護報酬分）補助金交付要綱

（通則）

第1条 福岡県訪問介護等複数名訪問費用（介護報酬分）補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 暴力行為等 迷惑行為等（セクシャルハラスメントを含む）、暴力行為、器物破損行為等をいう。
- （2） 訪問介護等 介護保険法（平成9年法律第123号）上の指定居宅サービスに該当する訪問介護若しくは訪問看護、指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護又は指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護をいう。
- （3） 介護報酬の加算等 次のアからエまでのいずれかに掲げる規定により、介護サービス費用に係る単位数を算定又は加算することをいう。
 - ア 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表第1項の訪問介護費の注6
 - イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第3項の訪問看護費の注4
 - ウ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表第2項の介護予防訪問看護費の注3
 - エ 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平成18年厚生労働省告示第263号）別表第4項
- （4） 訪問者等 訪問介護を提供し、介護報酬の加算等を算定できる者、訪問看護又は介護予防訪問看護を提供し、介護報酬の加算等を算定できる者及び夜間対応型訪問介護を提供し、介護報酬の加算等を算定できる者。
- （5） 利用者 訪問介護等の利用者をいう。
- （6） 利用者等 利用者又はその家族及び同居人をいう。

（交付の目的）

第3条 この補助金は、利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者等による訪問介護等が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難であり、介護報酬の加算等が適用できない場合に、介護報酬の加算等相当額の一部を補助することにより、訪問者等の安全確保及び訪問介護等の継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第4条 この補助金は、訪問介護等を行う福岡県内所在の事業所（以下「事業所」という。）を運営する者（以下「事業者」という。）が、利用者に対して複数名の訪問者等に

による訪問介護等を行う事業（以下「補助事業」という。）を交付対象とする。

- 2 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付申請のあった日からその属する年度の3月31日までとする。

（要件等）

第5条 この補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者等による訪問介護等が必要であること。
- （2）複数名の訪問者等による訪問介護等を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難であり、介護報酬の加算等が適用できないこと。
- （3）福岡県が実施する事業所の管理者向けの暴力・ハラスメントに関する研修を受講していること。
- （4）利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定していること。

（交付額の算定方法）

第6条 補助金の額は、別表第1欄に定めるサービスの種類に応じて、第2欄に定める訪問回数に乗じて算出した補助基準額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の除外要件）

第7条 交付の申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- （2）法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- （3）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- （4）次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- （1）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- （2）補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度

の終了後5年間保管しておかなければならない。

(3) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならない。

(交付申請の手続)

第9条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式1により別に指示する期日までに知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第10条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、様式2により事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 知事は、事業者が第7条に規定する団体であることが判明した場合又は第8条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(事業変更の承認)

第12条 事業者は、補助事業の内容の変更(事業に要する経費の減額の場合を除く。)をしようとするときは、あらかじめ様式3により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第13条 事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式4により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 事業者は、補助事業が完了したとき、その日から起算して1月を経過した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式5により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第6条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。
2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告をさせ、又は事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること(以下「検査等」という。)ができるものとする。

3 事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第16条 特別の事情により第9条、第12条、第13条、第14条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和6年4月10日から施行し、令和6年度から令和7年度までの補助金に適用する。

附 則

この交付要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 サービスの種類	2 補助基準額		3 補助率
訪問看護	30分未満	2,540円／回	2分の1
	30分以上	4,020円／回	
訪問看護 (看護補助者が同行する場合)	30分未満	2,010円／回	
	30分以上	3,170円／回	
介護予防訪問看護	30分未満	2,540円／回	
	30分以上	4,020円／回	
介護予防訪問看護 (看護補助者が同行する場合)	30分未満	2,010円／回	
	30分以上	3,170円／回	
訪問介護 (身体介護が中心である場合)	20分未満	1,630円／回	
	20分以上 30分未満	2,440円／回	
	30分以上	3,870円／回	
訪問介護 (生活援助が中心である場合)	45分未満	1,790円／回	
	45分以上	2,200円／回	
夜間対応型訪問介護 (随時訪問サービス)	—	1,970円／回	